

三重労働局発表
令和5年4月3日(月)

担	三重労働局雇用環境・均等室
当	監理官 伊藤 友彦
	室長補佐 久保 圭子
	TEL 059-261-2978

報道関係者 各位

令和5年度三重労働局行政運営方針を策定 ～人への投資と多様な働き方のできる環境の推進～

三重労働局(局長 金尾文敬)は、令和5年度の行政運営方針を策定しました。

新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえつつ、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」をはじめとし、多様な人材の活躍推進や、多様な働き方への支援のための諸施策を講じ、地域の総合労働行政機関として、三重県の実情に応じた取組を進めます。

令和5年度行政運営の基本方針として、「人への投資と多様な働き方のできる環境の推進」を掲げ、次の5点を重点的に取り組めます。

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

最低賃金・賃金の引上げに向け、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備のため、生産性向上等に取り組む企業を支援します。

第2 個人の主体的なキャリア形成の促進

地域のニーズに対応した職業訓練を推進し、キャリア形成と学び直しのきめ細かな個別・伴走型支援を行うとともに、在籍型出向など人材の有効な活用も含め、人材育成を行います。

第3 安心して挑戦できる労働市場の創造

求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようオンラインサービスの向上を行うとともに、職業情報、職業能力、職場情報などの情報の「見える化」を推進します。

第4 多様な人材の活躍促進

男女の賃金の差異の情報公表を契機とした女性活躍推進の取組を促すとともに、男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を推進します。また、非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組等を行います。

新規学卒者、就職氷河期世代、高齢者、障害者、外国人に対する就職を支援します。

第5 多様な選択を力強く支える環境整備

安全で健康に働くことができる環境づくりのため、長時間労働の抑制及び、時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮等に向けた支援を行います。また、第14次労働災害防止計画の推進、労災保険給付の迅速・適正な処理、総合的なハラスメント対策等を推進します。

(添付資料)

令和5年度三重労働局の主な取組(簡易版) 令和5年度三重労働局行政運営方針